

第8回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価官室

1. 日 時：平成15年9月8日(月)13:30～17:15
2. 場 所：内閣府庁舎3階特別会議室
3. 出席委員：大森委員長、朝倉委員長代理、雨宮委員、伊集院委員、飯田委員、
大河内委員、小野委員、神谷委員、出塚委員、東海委員、長倉委員、
外園委員、御厨委員、山本委員

4. 議事次第

(1) 内閣府独立行政法人評価委員会及び分科会の構成に関して

(2) 独立行政法人国民生活センターに関して

中期目標(案)及び中期計画(案)

業務方法書(案)

(3) 独立行政法人北方領土問題対策協会に関して

中期目標(案)及び中期計画(案)

業務方法書(案)

長期借入金の償還計画(案)

(4) その他

各府省評価委員会委員長等意見交換(15.5.19)

平成14年度業務実績評価結果

イ 国立公文書館

ロ 駐留軍等労働者労務管理機構

今後の予定

5. 議 事

大森委員長 全員の皆様方がおそろいでございますので、第8回の「内閣府独立行政法人評価委員会」を開催させていただきます。

本日の委員会は、評価委員会令の定足数の要件を満たしておりますので、有効に成立してまいります。

6月27日付で、新たに委員が任命されましたので、委員会及び分科会の構成等につきまして、事務局から御説明いただきます。よろしくお願いたします。

武川評価官 事務局を担当しております、政策評価官の武川と申します。

それでは、資料1に基づきまして、内閣府独立行政法人評価委員会の構成につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

本委員会、左側にございまして、14人の委員の先生で構成されております。右側にありますとおり分科会が4つございまして、「国立公文書館分科会」と一番下の「駐留軍等労働者労務管理機構分科会」、この2つにつきましては従前からございましたけれども、このたび「国民生活センター分科会」と「北方領土問題対策協会分科会」が設置されまして、おのこの5人の委員に所属をしていただいております。以上でございます。

大森委員長 御苦労様です。それでは、改めて委員を御紹介申し上げますけれども、自己紹介とさせていただきます。

私は、委員長を仰せつかっております、千葉大学の**大森彌**と申します。よろしくお願いいたしますします。

朝倉委員長代理 委員長代理を仰せつかっております、朝倉でございます。

雨宮委員 松蔭女子大の雨宮でございます。

伊集院委員 伊集院と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

飯田委員 飯田でございます。よろしくお願いいたします。

大河内委員 主婦連合会からまいりました大河内です。よろしくお願いいたします。

小野委員 東京経済大学の小野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

神谷委員 防衛大学校の神谷と申します。よろしくお願いいたします。

出塚委員 出塚でございます。よろしくお願いいたします。

東海委員 青山学院大学の東海でございます。よろしくお願いいたします。

長倉委員 長倉と申します。よろしくお願いいたします。

外園委員 外園でございます。よろしくお願いいたします。

御厨委員 御厨でございます。よろしくお願いいたします。

山本委員 上智大学の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大森委員長 それでは、内閣府の方の御出席の皆様方も、事務局から御紹介をお願いしましょう。

武川評価官 それでは、内閣府の側の出席者を紹介させていただきます。

まずこちらから、江利川官房長でございます。

渡辺官房審議官、官房を担当しております。

田口官房審議官、国民生活局を担当しております。

幸田国民生活局消費者調整課長でございます。

国民生活センターの方を御紹介申し上げます。

国民生活センターの法人の長となるべき者ということで、糠谷国民生活センター理事長でございます。

川本国民生活センター理事でございます。

戸塚国民生活センター総務企画部長でございます。

以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。

議事に先立ちまして、官房長からごあいさつをいただきます。

江利川官房長 官房長の江利川でございます。本日は大変お忙しいところを、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

大森委員長始め、先生方、また新たに御就任をいただきました先生方、どうぞよろしく願いいたします。

既に独立行政法人化されまして事業の方を進めております、国立公文書館、あるいは駐留軍等労働者労務管理機構の関係につきましては、平成 14 年度の業務実績の評価のとりまとめに当たりまして、この夏お時間をいただき御審議をいただきました。両法人にとりましては、大変励みになる評価結果をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日は 10 月に新たに独立行政法人に移行いたします、国民生活センター、それから北方領土問題対策協会に係ります中期目標等につきまして御審議を賜ることになっております。

各分野に御精通されていらっしゃる先生方から、業務の目標の作成、あるいは業務の改善等につきまして、貴重な御意見を賜りたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。

大森委員長 どうもありがとうございます。

今ございましたように、国民生活センター及び北方領土問題対策協会、本年 10 月に独立行政法人として設立されますけれども、この設立に当たりましては、独立行政法人の通則法がございまして、これに基づいて中期目標、中期計画、業務方法書及び役員の報酬等の支給基準等につきまして、私ども評価委員会の意見が求められるということになっております。

そこで、委員会といたしましては、御説明を伺って意見を提示するということになっているので

すけれども、本日御説明を受ける案件につきましては、実は現時点で少しいろいろ修正の可能性があるございまして、9月25日の日にもう一度委員会を予定してございますけれども、そこで最終案の御説明を受けることにいたします。また役員の報酬等の支給基準につきましては、この9月25日にさせていただきますことにいたします。

それでは、まず最初に国民生活センターに関する中期目標案及び中期計画案について御説明いただきます。

そして、それが終わりました後、業務方法書等について御説明を受けて、再び審議するという段取りでいたしたいと思っております。

それでは、審議官の方からよろしく願いいたします。

田口官房審議官 国民生活局担当審議官の田口でございます。それでは、座って説明させていただきます。

国民生活センターにつきましては、御案内のとおり消費者の苦情相談の処理でありますとか、消費生活に関するいろいろな情報の収集、分析、提供、こういった業務を中心に行ってきたわけでございます。今後とも、国、地方を通じた消費者行政におきまして、情報ネットワークの中核機関としての役割を果たし、またその機能をより一層高めていくために、このたび中期目標等の案を作成したところでございます。

お手元に資料をお配りしておりますので、中期目標につきまして幸田消費者調整課長より、またこれに則した中期計画、それから業務方法書につきまして、国民生活センターの川本理事の方からそれぞれ説明をさせていただきます。

なお、冒頭御紹介ございましたように、去る9月5日付で国民生活センターの「理事長となるべき者」ということで、糠谷現理事長が指名を受けておりますので、一言お願いいたします。

糠谷国民生活センター理事長 糠谷でございます。特殊法人時代に続きまして、理事長を仰せつかることになりましたけれども、独立行政法人化という趣旨を体しまして、しっかりとやっていますと思っておりますので、是非御指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

大森委員長 それでは、中期目標は幸田消費者調整課長からお願いします。

幸田国民生活局消費者調整課長（以下「幸田課長」）から資料2に基づき説明

大森委員長 それでは、中期計画について御説明を受けましょう。

川本国民生活センター理事（以下「川本理事」）から資料2に基づき説明

大森委員長 それでは、目標とこの計画について、質問等ございましたら、しばらくの間承りた

いと思います。どうぞ。

小野委員 ちょっとわからないところがあるんですが、7ページ目の左側なんですが、直接相談と経由相談と書いてありますけれども、これは苦情処理のシステムがどうなっているのかわからないので、御説明をいただきたい。これが第1点であります。

もう一つは、例えば11ページ、これは商品テストなんですが、ほかにもいろいろ会議を何回以上やるとか、こういう回数が出ておりますが、ここは商品テストのケースですが、12件以上とすると、これは平成14年度実績が12件となっているわけです。この12件というのが、適切な回数なのかどうかということ、これも御説明いただければというふうに思います。

川本理事 第1点目の直接相談と経由相談でございますけれども、一応国民生活センターの行う相談を、便宜的に2つに分けておまして、直接相談というのは国民生活センター自身に相談がまわって、それを相談者、あるいは必要に応じて事業者との間に立って相談処理を行っているのが直接相談でございます。

経由相談というのは、地方の消費生活センターで相談を受け付けて、一般的には地方の消費生活センターで処理が進むわけでございますけれども、やや複雑でわかりにくい、もう少し国民生活センターにアドバイスなり、一緒に処理していただけないかというような相談がございまして、地方の消費生活センターから国民生活センターに来るという意味で経由という言葉を使っているんですけれども、経由相談というふうに言っておりまして、それが7ページにございますように、14年度は直接相談が5,000件強、経由相談が3,000件強だったわけでございますけれども、そういうことで国と地方の仕事の役割分担をできるだけ明確にしていくということで、地方の消費生活センターで処理しにくいことを中心に国民生活センターが行ったらいいいんではないかということで、経由相談を重視したらどうかという考え方が出てきているわけです。

もう一点の商品テストの方でございますけれども、商品テストの問題提起型テストというのは、人の生命・身体などに関わる事故で、問題が比較的大きいと思われるようなことについてテーマを決めてテストを行っているわけですが、12件というのは毎月一つずつ成果を出すということで、12件ということでやってきているわけでございますけれども、非常に情報提供した場合にニーズに合ったというか、例えば具体的にはいろいろやっているわけですが、ザクロのジュースが非常に脚光を浴びたわけですが、その中に本当に言われている成分が入っているかどうかとか、あるいは、洗剤の要らない洗濯機というのが一時非常に注目されたわけですが、そういうものが本当に洗剤を入れなくても効果があるのかとか、それから、自動車の室内の環境が、夏、暑く

なって非常に事故が多いわけですがけれども、そういう自動車内の環境がどうかとか、いろんな側面から調べるわけですがけれども、きちっとテストをして、科学的にも間違いのないようにテストをして、発表していくということになりますと、限られた人材の中でおのずと件数は限られてくると思うんですが、一方で『たしかな目』という商品テストを始めとする暮らしと生活の情報誌があるわけですが、それにもできるだけ毎回毎回結果を載せていきたいということもございまして、12件ということやってきていまして、私どもとしてはこれは適切な件数というふうに理解しております。

小野委員 どうもありがとうございました。

大森委員長 ほかに、どうぞ。

山本委員 7ページのところで、左側の国サイドへの御質問なんですが、最終的に経由相談に特化するというのは、今期の目標ではない。にもかかわらず中期目標という箇所に掲げるというのは通常のことなのかどうかという御質問が第1点であります。

同じく7ページで、経由相談に特化する際の視点として、地方センターの整備状況等を踏まえつつとございますけれども、その「等」というところに何が入っているのかということも、少し御教示をいただければというふうに思います。

それから、私自身も関与して忘れてしまっているんですが、去る5月にとりまとめられました国民生活審議会の報告書でも、たしか国民生活センターの相談業務について触れられた部分があったかと思いますが、あの辺の書きぶり、この関係はマッチしているのかどうかという、その辺についても、これは当然私の方で調べてくるべきなのですが、国サイドでの御認識をできましたら伺いたいと思います。

次に、国民生活センターサイドに対しましては、3ページのP I O - N E Tの登録までを15%以上短縮するということですが、これは現在の実態、実務をよくわかっていないんですが、これはコンピュータシステムの能力的な部分に問題があって、60日ないし70日かかっているということでしょうか。

それから、カードの体系が必ずしも効率的に整備されてないということで、そういう相談現場での事情で、環境を整備すればもう15%は十分に達成できるということによろしいのでしょうか。

と申しますのは、研修などをやりますと、現場の方はもうこういうカードの書き込みとか、そういったことはなるべく少なくしてくれ、非常に手間がかかりますという要望があるわけなんですが、これを更にスピーディーにするということは非常に効率化であり、国民に対して早期に情報を提供

していくということは大切なことですが、迅速にすることと、情報の質をきちっと確保して、国民に質の高い情報を提供するというのは、場合によっては多少矛盾するような面もありまして、カードを簡略化しますと短縮はできるんですが、その質がいかがなものかということに、場合によってはなりかねない、そういうことも多少感ずるものですから、現場サイドでこの15%の目標を達成しつつ、かつ、ここに挙げられているような措置を取れば、質も維持できるということについて大丈夫ですねということを伺いたいと思います。

大森委員長 それでは、幸田課長。

幸田課長 まず、1点目の7ページの地方センターの苦情相談処理への支援の関係でございますが、第3パラグラフに、ここは先ほど山本委員からも御指摘ございましたが、必ずしもこの中期計画期間中の目標ということではなくて、将来的な話として経由相談に特化していくという目標を掲げたものでございます。

これはおっしゃられますとおり、この中期計画期間中のことではないわけなんです、実は政府全体の方針としまして、平成13年12月の特殊法人等整理合理化計画で指摘された業務の合理化、あるいは業務の改革に関する事項については、この中期目標に、政府から法人への指示ということで、その方向性はできるだけ示すようにという統一方針がございまして、その観点からここは掲げたということになっております。

2点目の地方センターの整備状況等の等ということでございますが、これは1つには地方センターの整備状況は下の「参考」のところ掲げてございますが、例えば人口5万人以上の市・区が、474団体ある中で、センターが設置されているのがまだ58.9%にとどまっているというような、これが1つございます。

それから、「等」に入ってくる部分なんです、1つにはさまざまな、今、国民生活センターに対する直接相談について、非常に電話がかかりにくくなっているというような苦情もその一方でございます。

それから、国会におきましても、実は国民生活センター法を審議するに当たって、十分さまざまな声を踏まえつつ、急に直接相談に特化していくのではなくて、さまざまな国民の声、消費者の声も踏まえながら検討していくようにというような審議もございました。

もう一つには、直接相談をある程度受け入れないと、経由相談だけではさまざまな苦情相談に対する処理能力というのが落ちていくのではないかという、いわゆるセンサー機能というふうに呼んでいる部分ですが、そういう問題もございます。そういうさまざまな苦情相談の実務の問題。

それから、消費者の受け止めの問題。さまざまなことを配慮しながら考えていこうという趣旨でございます。

3点目の国民生活審議会の消費者政策部会における議論との整合性ということでございますけれども、国民生活審議会の消費者政策部会の報告が5月に出ておりますけれども、その中でも国民生活センターにつきましては、苦情相談等を始めとする地方の消費生活センターの中核機関としての役割を果たしていくということが一般論として述べられておるわけでございます。

苦情相談につきましては、国、地方の適切な役割分担の中で、苦情全体を処理していこうという考え方になっております。ここでは、とりあえずと申しますか、地方で処理がなかなか難しい専門的な相談を、まずは国として、国民生活センターとして充実していこうということで、経由相談に関する機能の強化を図っていこうという目標を掲げておるわけでございまして、整合性は取れているのではないかと考えています。

大森委員長 それでは、センター側。

川本理事 3ページの入力短縮化の御質問でございましたけれども、確かに入力期間というのは、ここ数年むしろ長くなっているんです。その理由の一つは、相談の件数が急速に増えていること。それに対して相談員の方はほとんど増えていませんから、結局1人当たりで処理しなければいけない業務の量というのは、どうしても増えてくるわけで、カードに整理して、迅速に提供するというのが、少しずつ遅れてきている現状があります。それは、やはり相談件数が急激に増えているということと、密接に関係しているというふうに思っていますけれども、ただ一方でそのカードにいたしましても、コンピュータシステムにいたしましても、もう少し最近のITの進歩等も入れて工夫することによって、迅速化の方向に行くのではないかとおもわれます。

現在、基本的にはそのカードはまだ手書きのところが多いんですけれども、コンピュータ入力ということで工夫しますと、割とフォーマットを決めてそこに入れていくということで、始め慣れない相談員の方もおられますが、若い方は比較的すぐに慣れる方が多いんですけれども、ちょっと時間がかかったり、不慣れな場合がありますけれども、フォーマットをきちっとやっていけば、迅速化につながる面もありますので、その辺をよく工夫してやっていくことによって、何とかこの15%以上を短縮できないかということでございまして、これは今後精力的に検討するんですけれども、比較的容易な目標とは考えてないので、相当努力しないとこれを達成するのは簡単ではないというふうに思っております。それだけ厳しい目標をいただいているというふうに考えております。

確かに簡素化して情報の質が落ちて、誤った情報とか、正しくない情報がカードに入ってくると

困りますので、その辺のチェックとの兼ね合いも含めて、よく検討していかなければいけないと思っておりますけれども。

朝倉委員長代理 私もその経由相談にこだわりますが、これはまず質問として言えば、経由相談の比率を高めていくことが、例えば人員削減に結び付き得るものなのかどうかということなのですが。といいますのは、あとは意見になりますけれども、一般管理費の削減で新規に追加云々と、新規事業は除くとなっているわけです。これを見ると新規事業というのは恐らく個人情報関連のことだと思いますが、ここは新規業務には間違いはないんだけど、普通民間ならどこか増やすときは、どこか減らしてという形で、しかもなおかつ全体としてはリストラを進めてという感じになるんですが、いきなり新規を除いたということに抵抗があるわけです。

そこで、例えばほかのところで削減で吸収するという場合に、この経由相談のところなんかもなるのかなということでもあります。

ちなみに、先週の参与会議の方では、理化学研究所がヒアリングの直前に「新規を除く」ということを除くと連絡してきまして、ですからこれがまた、これは分科会でどう議論するかということですが、私の感想として言えば、恐らく総務省の方の親委員会に行ったときに厳しいことになるんだと思います。想像です。

ということも含めて、人員上のことはどうなるのであろうかということをお聞きしたいんですが、この特化というのは、人員とは余り関係ありませんか。

大森委員長 どうぞ。

川本理事 経由相談をきちんとやっていこうとしますと、やはりそれに対応する専門的な知見を持った職員がいるわけでございまして、基本的には経由相談に特化することによって、人員が目に見えて削減されるというふうには考えられないというふうに思っております。

それで、ほかのいろいろな国民生活センターの業務を見直して、節約して、新規業務に対応するようにしたらどうかということでございまして、勿論私どもいろんな形でそういう、常に既存の業務を見直していますけれども、先ほど申し上げましたように、全般的にここ数年消費者の苦情等が急増しておりますので、現在の人員でもすごく負荷はかかっております。

ですから、そういう中で新たな業務を更に加えていくということで、新規の業務につきましては、それなりの手当てをしていただいて、きちっとやるということが必要ではないかというふうに思っているわけでございます。

朝倉委員長代理 余り関係ないということ。

幸田課長 1点補足させていただきますと、直接相談の縮小は、既に平成14年度から始めているわけですが、直接相談に関係する非常勤の職員としまして、相談員の予算が付いておるわけですが、直接相談はどうしても電話等々で対応するというので、そういう相談員の方にやっていただいているわけですが、それに関する予算を平成14年度から削減しているという形になっております。

一方、その経由相談につきましては、地方公共団体とのやり取りの仕事が多いということがございまして、従来から職員が対応しているということでございまして、その観点からしますと経由相談を今後ともやっていくということになりますと、職員の数は恐らくそんなに減らないだろうというふうには考えております。

それから、全般の業務の経費削減目標につきましては、今、朝倉委員長代理の方からも御指摘ございましたように、まだ特殊法人改革推進本部の参与会議、あるいは自民党の方でも政府全体の方針について議論中ということでございまして、今後まだひょっとしたら変わる可能性はございます。変わった時点でまた各委員のところには送らせていただきたいと思いますと思っております。

大森委員長 私の方から、こだわるようなんだけど、経由相談を50%以上にするためには、国民の方から見ると、センターの方に直接相談に行き、あなたの相談は地方センターを通してくれと言うことになるんですか。そういうやり方を取るということですか。そうしたら、国民に対するサービスは低下するじゃないですか。

つまり、この50%以上にする手法というのは、国民に対してサービスの低下を図るということを言っているとも思えますね。こんな計画ありますか。国民の方から見ると、これはどういう性質のものかというふうに見ますね。

一般的に特殊法人の在り方について検討することは構いませんけれども、国民生活センターについてそれが当てはまるかどうかですよ。何か画一的に当てはめていませんか。というふうな疑問が起こったら、どういうふうにお答えになるんですか。というのが私の質問です。

幸田課長 非常に大きな、消費者からの苦情相談にどう対応していくかということになりますと、地方に地方消費者センターというのがあって、中央に国民生活センターがあるわけですが、まずはできるだけ身近な消費生活センターで苦情相談に対応できるということが望ましいであろうと。そういう意味で、地方でどんどん消費生活センターの拡充を図っていただきたいというのがまずあるわけですが。

そういうものがあるということで考えれば、国、地方の適切な役割分担を考えれば、むしろ地方

で処理できない、難しい専門的な案件とか、そういうものを国民生活センターがどんどん処理できるような体制になっていくのが望ましいのではないかと、経由相談にもっと適切に対応できるような体制をつくっていくということではないかというのが、基本的な考え方でございます。

大森委員長 ということは、私も幾つか見たことがあるんだけど、都道府県のいろいろな地区に設置する消費生活センターにいくと、相談員はいるんだけど暇なんですよ、実は当てにならないんです、相当程度、消費者から見ると。そうすると、どういうことになるかということ、相談に行ってもよくわからぬから、そうしたら国民生活センターにみんな上げてしまうんですよ、わからないから、だから経由事務を50%にするということは、そういやり方を取れとも思えるんです。何か変じゃないかと、この目標の設定と計画の在り方についてというのが、私の素朴な疑問なんだけれども、センターの方はどう思っていますか。

川本理事 実務的なお話が出ましたので、まず実務的にどうやっているのかということにつきましては、いずれにしても回線数を増やしていけば、それに対応して国民生活センターの方で苦情を受けたいというニーズはものすごくあるんです。けども、そういう国と地方の役割分担ということも踏まえて、直接相談を段階的に縮小しようという方針が2年前に決まった時点で経由相談を強化しようということで、実務的には、そうすると、国民生活センターの直接相談を受けたい人が電話をかけた場合、通話中や何かが多くなりますけれども、そのときにかくかくしかじかの最寄りの消費生活センターの方でも相談を受け付けていますので、御利用くださいというように、ただ通話中ではなくて、そういうアナウンスを流すわけです。

大森委員長 ここで議論して変えられるかどうか、私も定かではないんだけど、私も国と地方の役割分担を進めることは賛成なんですけれども、この種の機能はどちらかという国の方についてダブルトラックでいいんですよ。切り分けるという発想ではなくて、むしろ全体として消費者問題がきちっと適切に、スピーディーに処理できていくという体制をつくり出すことが、国民に対するサービスなので、何か知らないけれども、ここここは切り分けていって、50%上げるというのは、何か非常に画一的な発想になっているんじゃないかというふうに素朴に思うんです。

今回ここで議論をして直るわけではないんでしょう。

田口官房審議官 ただいまの御指摘ですが、まさにそういう御意見が消費者団体の方々、あるいは一般の消費者の方々、更には国会での審議におきましても、強く出されておりまして、国民生活センターが画一的に相談窓口を絞るということについては、現状からしていかがなものかという強い批判を受けております。

他方、私どもとしては、閣議決定の整理合理化計画におきまして、国、地方の役割分担を十分踏まえて今後対応するようという御指摘があるわけでございまして、その辺を総合的に勘案しながら、この中期目標の表現におきましては、「地方センターの整備状況等を踏まえつつ」ということで、環境条件、周りの状況を踏まえずに一律にやるというのは、決して適切なことではないということで、この地方のセンターの整備状況、特に量的、質的な解決能力、その辺も踏まえて今後の対応を考えていこうということで、こういうような表現をしているわけでございます。

したがって、一律の数値目標というのは、なかなか現状としては難しいということがございまして、当面の計画期間においては 50%以上というのを示しつつ、その後の状況についてはそういう周りの状況を踏まえて考えていくという方向にさせていただいたわけでございます。

大森委員長 ほかに何か、どうぞ。

外園委員 10 ページの研修についてお尋ねいたします。研修の規模というか人数、回数、それから 3 分の 1 以上地方都市において実施する、とありますが、地方都市というのは、東京都も入るのか入らないのか、目標とか計画にすべて地方都市とあります。計画の中期目標期間中 3 分の 1 以上は地方都市において実施するという、この地方都市の概念は何でしょうか。神奈川とか、埼玉とかが入るのか、お尋ねいたします。

大森委員長 それは、まず国の方に聞きましょうか、目標に書かれているから。

幸田課長 この地方都市という趣旨は、研修施設が相模原市の方に国民生活センターがあるわけでございますが、そこ以外の場所でという趣旨でございます。

大森委員長 都内も入ると。

田口官房審議官 若干補足させていただきますと、相模原市における研修といたしましては、基本的に通うなり宿泊ということになりますので、それが対応しやすい方々については相模原で対応していくということですが、なかなか遠方の方ですと、そういう対応がしにくいということで、そういう方々にも研修が十分受けられるようというところで「地方都市においても実施する」ということを述べているわけでございます。

川本理事 東京は入ってないです。

外園委員 ありがとうございました。

地方ではどの程度実施されているのでしょうか。

幸田課長 平成 14 年度で 43 コースございまして、これは例えば地方の消費生活相談員の方々に対する研修、あるいは地方公共団体の職員に対する研修、それから消費者団体の方々とか、事業者

に対する研修もございますが、43 コースございます。

川本理事 例えば、行政員の方の研修というのは、平成 14 年度は 27 回やっています、延べ 6,155 人日の方が参加していますし、それから生活大学移動セミナーという形で研修を、大阪、名古屋、神戸、福岡等々で行っております。

それから、消費者活動リーダー研修ということで、消費者活動をなさっている方、それから企業の消費者部門の方の企業研修を 4 回やっています。

それで、全体としては、延べ約一万人日の研修を行っております。

外園委員 ありがとうございます。

大森委員長 ほかに何かございますでしょうか。どうぞ。

長倉委員 今までに出てきました質問とすべて関連するような気がいたしますが、直接的に私がお聞きしたいのは、7 ページ及び、同じように 6 ページにもございますが、苦情相談とか、それから地方センターでの苦情相談の処理というようなことがありまして、そのところはまず 6 ページからお聞きいたしますが、消費生活専門相談員、弁護士、専門技術者等を配置してというのがありますが、これは先ほどのいろいろな御質問と関連をして、増員をする必要があるのかどうか、これは全体非常勤で行っているのかどうか、先ほどこちらの国民生活センター法というのがございましたけれども、多分もう少し細かい規程があると思うんですが、職員については一切そういうことが、ここの相談員、弁護士、専門技術者というのは、どのように配置しているのかということがちょっとわかりませんので、多分ヒアリングされた方には御説明がいているとは思いますが、その点を御説明いただきたいと思います。

もう一つ、同じように 7 ページの方にもございますけれども、こちらの方では消費生活相談員の適切な配置というのがございまして、今までの御質問でかなりの相談員というのが養成されて、配置されているような気がいたしますが、こういうものを非常勤なり何なりで増員していく、そしてそれに対する費用、報酬とかいうことはどのようになっているのか、ボランティアという格好でやっていくのかどうか、その点をお教えいただきたいと思います。

もう一つは、同じように先ほどの大森委員長、ほかの委員方からの御質問とも関連がありますけれども、センター設置済みのパーセンテージが約 58.9%と 7 ページにございますけれども、大体 60%ですね。この配置が全国的に均等にいているのか、設置されている地域がもしも偏在しているのであれば、非常に少数しかないところでは大変困るのではないかと、その点を分布についてお教えいただきたいと思います。

大森委員長 センターの方から、お願いしましょう。

川本理事 それでは、1点目、2点目についてお答えさせていただきます。この6ページの方の消費生活専門相談員、弁護士、専門技術者等の配置でございますけれども、相談部というところがございまして、相談をやっている職員というのは相当研鑽を積んで、相談に対応できるようになっておりますけれども、それに加えてという意味でございます。

消費生活専門相談員の方は非常勤でございますけれども、消費生活専門相談員の方、それから弁護士、例えばIT関係のいろんな複雑な相談があった場合に対応するためのITの専門の方とか、自動車関係のいろんなトラブルの場合に自動車の専門の方とかを委嘱しまして、来ていただけるようにしているわけでございます。

月に何回とか、国民生活センターにですね。それはもう非常勤ということで来ていただいて、その都度お金をお支払いしてということでございます。

消費生活専門相談員の方は、毎日のように来られる方もいますし、いろんな方がございますけれども、お願いしているということでございます。

ですから、職員がやらないということではなくて、職員と協力して行っております。それから、経由相談の方は地方の消費生活センターが来る経由相談のような場合も、複雑な、高度な場合も多いですから、まず職員が対応する場合もございます。

ですから、ボランティアということではなくて、限られた報酬でございますけれども、日当をお支払いするという形になっているわけでございます。

それから、7ページの方もそういうことでございます。

幸田課長 3点目のセンターの整備状態ということですが、ここの一番下に掲げておりますのは、人口5万人以上の市とか区で見えた場合の割合ということでございまして、その意味から言いますと、先ほど御指摘がございましたけれども、町村、郡部で見ますと、設置されているところは少ない状況でございます。

そういったところにつきましては、現状では都道府県の消費生活センターがそういう部分をカバーしているという階層になっております。都道府県のセンターがありまして、その下に市・区のレベルで今、増やしていただいていると。

必ずしも町村まではなかなか増えてはまだいないという状態でございます。

長倉委員 では、地方的に偏在というのはない。

幸田課長 そこはそういう意味において、大きな市とか区がたくさんある都道府県においては、

そういう意味では、市・区のセンターが増えているということはございますけれども、どうしてもやはり地方の郡部の多いところだと、まだまだ都道府県のセンターが処理をしているところが多いかと思えます。

長倉委員 わかりました。どうもありがとうございます。

大森委員長 それでは、業務方法書の方に移ってよろしゅうございましょうか。

それでは、業務方法書について御説明をいただきましょう。

川本理事から資料3に基づき説明

大森委員長 ありがとうございます。何かお気づきの点ございますでしょうか。

これは従来の書き方とほぼ同じですか。

外園委員 第6条の二に、「各種の情報等を構造的に分析し」という構造的にという意味をお尋ねします。「的確に」ではなくて、「構造的に」ということです。

川本理事 一の方は基礎的、総合的な調査研究ということで、広く一般的なことということで、二はもう少し政策オリエンテッドなことなんですけれども、その前提としてP I O - N E T等で集まった全国の相談情報などを分析してということなんですけれども、それを単なる個別の事例をというのではなくて、総体がわかるように、そういう問題意識を持って分析するということで、構造的という言葉を入れたんですけれども、一との違いを出そうということで、より問題の背景とか、どこに原因があるのかということも含めて問題に迫っていくという意味を込めたんでございます。

大森委員長 ということだそうですね、いずれここへ構造的な分析の結果が出てきますので、そこで拝見するといたしましょう。

川本理事 業務方法書というのは、これまで私どもの方はございませんでした。

大森委員長 大体従来のような書きぶりになっているんだそうですね、よろしゅうございましょうか。一応、念のために次回全体として私どもとしては承認するというところでよろしいですね。

武川評価官 はい。

大森委員長 わかりました。

センターの皆さん方御苦労様でした。

恐縮です。それでは、今から10分ほど休憩させていただきます。

(休 憩)

大森委員長 それでは、引き続きまして、北方領土問題対策協会に関する中期目標・中期計画、業務方法書、及び長期借入金の償還計画につきまして、御審議を賜りたいと思っています。

それでは、まず事務方の方から、出席者及び説明をお願いいたします。

林北方対策本部審議官（以下「林審議官」） 北方対策本部審議官の林でございます。北方領土問題対策協会の件につきまして、これから中期目標等の御説明をいたしますが、その前に私どもの方の関係者の紹介をさせていただきたいと思っております。

私の左におりますのが、私どもの方の参事官の影山でございます。

影山北方対策本部参事官 影山です。よろしくお願いいたします。

林審議官 それから、私の方から見まして向かいの方でございますが、北方領土問題対策協会の関係で、真ん中が井上専務理事でございます。

その右が長尾常務理事でございます。

井上専務理事の左が吉越事務局長でございます。

以上、関係者でございます。よろしくお願いいたします。

大森委員長 それでは、まず参事官から御説明いただくのでしょうか。

林審議官 説明は中期目標につきましては私、審議官の方から御説明させていただきます。

中期計画と業務方法書につきましては、協会の井上専務理事の方からということでさせていただきます。と思っております。

林審議官から資料4に基づき説明

大森委員長 ありがとうございます。それでは、計画の方も引き続き御説明いただきましょう。

井上北方領土問題対策協会専務理事（以下「井上専務理事」） から資料4に基づき説明

大森委員長 この目標と計画について何か御質問等ございますでしょうか。

御厨委員 私は実は今年の1月に北方館に行ったんです。これは別にこのことを予期して、つまり委員になることを予期して行ったわけでは全然ございませんで、要するに、放送大学の仕事で行きまして、北方館とか、あの辺のところをずっと見てまいりました。確かにあそこの北方館の展示などを見ますと、いろいろと工夫がされているというのがよくわかりますし、北方領土というのは福岡県と同じくらいの大きさでございます。そういうものや歴史的なものも掲げてあったりということで、非常によくわかったのでありますが、それを前提にして、そのときにもちらっと思ったこ

とを含めてちょっと御質問を申し上げたいんですが、1つは、北方領土返還のための1つの運動をやっているということで、パンフレットのたぐいかなり種類もたくさんで、私もどこかでもらいましたけれども、何か10種類くらいありまして、それがいっぱいあって、丹念に読むと沿革がわからないわけではないんですが、あれだけ数があるというのは、必要なのかもしれませんが、逆に言うと、内容的には似たような話がつらつら出ておりまして、その辺のところをもうちょっと先ほどビジュアル化ということをおっしゃいましたけれども、そういうことを含めて、少し内容的には工夫をする必要があるのではないかとこのときに感じました。

それから、もう一点でございますが、今回の中期目標のところ、最初の2ページ目でございますが、左側に北方領土返還要求運動の推進、どちらもそうです。毎年度100回以上の水準を保つというふうに書かれておりまして、つまり回数を100回以上やるということが、運動としてある種の達成度を示すという意味なのかとも思いますけれども、何か言葉としてはそぐわない。回数をやって水準というのは、ちょっとよくわからないので、その辺はもう少し言葉づかいとしてあるのではないかとこの1つであります。

次の3ページ目でございますが、アンケート調査をこれからやるということで、そのアンケート調査を実施して、80%以上の参加者から満足との結果を得ると、これも何となくわからないではないんですが、満足を得たから満足かというような話でして、その辺のところをもう少し御説明いただくとちょっと納得ができるのかなと思っております、その辺であります。

3つ目は、北方領土問題に対する調査研究をなさることは非常に私は大事だと思いますけれども、同時に国民の啓蒙と言ったときに、随分見ている段差があるような気がするんです。つまり、本当に納沙布や根室の近くの人たちと、北海道全体と、それからそれ以外の本土との間に、大分関心や、それについての熱意も含めてですが、差があるような気がしまして、その辺をうまく、つまり運動としてもう少し全体どう展開していくかということについての研究会と言いますが、つまり歴史的研究だけではなくて、この運動、とにかくこれは国民運動なんですが、その国民運動をどううまく展開していくかという創意工夫の研究というのも、ちょっとあった方がいいのではないかとこの気がいたしましたので、はなはだ雑駁ではありますが、その点だけ申し上げます。

大森委員長 それでは、まず2ページの方は、国の方もそういう言い方を取って、毎年度100回以上の水準を保つ、これを計画は受けていますので、これはどういうことですか。

林審議官 この辺でございますけれども、私、実は最初に御説明しました最初の精神論と言いますか、ここの部分についても、やや固い表現等が混じっております、もう少し最終的にはポリッ

シュしたいと思っておるんですが、今、御厨委員から御指摘がありました 100 回以上の水準、確かに最低 100 回的水準と言いますか、これ以上の表現は思いつかなかったんですが、先ほど申し上げましたように、余りこれに支援とかいうことは協会にしてもらわなければいかぬのですけれども、それを余りに回数を、水準という言葉を使わずにやりますと、多いほどいいというような意味にもなりますと、はっきり言いますと、経費は効率化しなきゃいけないという点がございまして、その辺を合わせますと、こういう表現に今のところなっておりますが、御指摘の点を踏まえまして、言葉がもう少し適切なものがあれば考えたいと思いますが、今言いましたように、多ければ多いということではないということで水準という言葉を入れさせていただいているというのが 1 つございます。

それから、3 ページの方の満足ということで、これは確かに私ども、満足度調査という発想から、満足という言葉を使っておるんですが、実は今、内部でもいろいろ検討して、最終的には有意義であるという返答を得るとか、有意義とかいう言葉の方が満足よりはいいかなと、そういうことも、これまでも実は御指摘があったり、私どもの方も満足度調査に引きずられているかなというのがございまして、ここも検討させていただく点かと思えます。

それから、調査研究の方は、さっき私がちょっと申し上げたのが、言葉足らずであったと思うんですが、その辺はより協会の方の説明がよろしいかと思うんですが、現在でも御厨委員から御指摘がありましたような、単にそういう外交とか歴史だけではなく、いわゆる運動の方法、展開方法についても、ある程度議論はされているというふうに私どもは理解しております。

ただ、実は悩みとして、戦後 58 年経っておりまして、終戦直後と今という時間的な差。それから、御厨委員がおっしゃいましたように、確かに地域的な深さの問題等ございまして、この部分はこれからそういう方向の課題というものは必要かと思えますから、そういう意味では広報の専門家の方にも参加していただくという構想はございます。

私からは以上でございます。

大森委員長 3 ページのパンフレット等の御指摘があったんですけども、これは媒体に加えて書いてあるだけけれども、御指摘はむしろ、従来のものを一度ちゃんと見直して、整理をして、本当に有効かどうか点検すべきではないかという趣旨の御発言ですけども、そんなような文章にならないものですか。

井上専務理事 実態からですが、先ほどの御厨委員から御指摘があった、たくさんの種類があるということですが、これは実は北対協で出しているものはほとんどありません。これに取り組んで

いる北海道庁も含めまして、先ほどの千島連盟もそうですし、北海道の市町村がつくっている組織がございます。そういうところが、組織があると、自分たちのパンフレットというのはつくりたくなることは事実であります。そういうものを強制的に統一化するということは実態としても大変難しいと思いますし、やるべきでは必ずしもないんじゃないか。

先ほどインターネットのところで御説明しましたけれども、内容的には確かに重複も多いんですが、例えば漫画という工夫をすとか、あるいは地図を中心にしてやるとか、対象者を中学生、小学生に絞るとか、いろんな特徴がありますので、そういうものを全部出発元は別にして、うちで集めて、今インターネットでこういう種類のものがありますよということをわかるようにしています。

この資料はどこがつくったものですから、ここへ行けば場合によったら手に入れることができるかもしれません。とりあえず今やろうとしていますのは、整理するというよりも、どれだけたくさんものがあるかということについて、自分に適当なものが選べる情報を提供する。それでうまく利用が整理されていけば、自ずから無用なものは統合しようという話になれば、これはこれで結構なことだと思っていますが、現状ではそんなふうに考えています。

大森委員長 この3ページの文章は、協会について言っているだけですね。

井上専務理事 そうです。

大森委員長 協会はそれほどたくさん出しているわけじゃないと。

井上専務理事 そうです。

御厨委員 わかりました。

飯田委員 先ほどアンケート調査で80%以上の参加者の満足と、確かにこれは数字で表して結果を問うという性格では全くないんで、これはいかなものかと思います。わざわざこんなものを入れることはないと思います。

これと関連して、青少年や教育関係者に対する啓発の実施という部分なんですけれども、実際、今、大学生などに北方領土問題、特に北方領土の存在、名前などを聞いたり、あるいは日本の主張の根拠を聞いてみても、ほとんどの人が知らないというのが現状なんです。将来この問題を考えると、憂慮に耐えないという点では、大変重要な事業の1つだと私は思うんですけれども、その背景には、いろいろ見方がありまして、1つは、戦後の教育、あるいは社会の風潮として、国家とか国境というようなナショナリズムと結び付く部分について、非常に危惧する空気が背景にあるんじゃないかという見方があったり、あるいは冷戦時代に全体主義国家と対決してきた外交交渉だったために、外務省が国民にほとんど情報を提供していなかったり、あるいは一方的な情報を提供してい

たというようなことも1つ無関心の背景にあるのではないか。

あるいは学校教育において、例えば歴史教育が明治維新辺りまでは、受験勉強などでもそうなんですけれども、非常に熱心に教えられるんだけれども、いざ、戦後、あるいは戦中の最後のところから戦後にかけての歴史になると、非常におそろそかになってしまうということもあるということを考えると、この問題の根というのは大変深いんです。むしろ外務省や文部科学省に関わる問題であって、果たしてこの県民会議のこういうささやかな運動や事業でこの問題がどういうふうにつながっていくのかということを考えると、非常に私は心もとないような感じがするんですけれども、その辺はどんなふうにお考えになっているかということをお伺いしたいと思います。

大森委員長 関係省庁との連携とか、そういう話がほかのところから出てくると思うんです。

井上専務理事 今の話は、おっしゃることはそのとおりだと思いますが、私がおこへ来て先ほど言いました根室で全国から60名、全県から社会科の先生たちに集まってもらって、1日半の研修をする。そして、そのときの言葉のやり取り、それが終わった後提出された彼らのレポートの感じから言うと、あなたのイメージしている社会科教師の像は10年以上前の話であって、今の社会科の先生たちは、もっと国家とか国民とかというものをきちんと教えなければいけないと思っている。公民というような中途半端な概念で社会科というようなものをつくろうとしてきたことについては、大変戸惑いが今、現場にあります。

そういう意味から北方領土問題というのは本当に大事なテーマだと思う。

今回集まったときに、最後のまとめの中の1つとして、北方領土問題をどう教えようか、から、北方領土問題で何を教えようか、更に北方領土問題からどう我々の教育を発展させていったらいいか、というところまでこの問題をテーマにして考えるべきではないかという発言もありましたので、余り楽観的になるのはいけないと思いますけれども、少なくとも中学を中心とした現場の先生たちは、そういう問題を真剣に取り上げようという気持ちは大変強くある。私は、おこへ来る前に考えていた学校の先生たちとは全然違うというのが実感であります。

確かにささやかな県民会議がどれだけできるかということでもありますけれども、先ほど言いましたビザなし交流で今年、70人ばかりのロシア人に熊本県に行ってもらったんですが、その受け入れをやってもらったのが基本的に学校の先生たちです。70名のロシア人をホームビジットを含めまして、非常によくやっていただいたと思います。そういう意味では数人の先生たちが孤立しているわけではなくて、あるいは学校だけでやっているわけではなくて、広がりを持った運動としてきているのではないかと思います。

もう一つは、各省との関係ですが、文部科学省はいつでもこの問題について敵役になりますが、去年の4月の指導要綱の改正でも、北方領土問題の名前を挙げるようなことになっておりますし、数行ではありますけれども、地理でも歴史でも、そして公民だったでしょうか、それぞれポイントでは挙げるようになっていきます。

したがって、足りないのは、文部科学省の指導要綱のような形での指示書ではなくて、現場の先生たちが自信を持って教えられるような情報と、教える授業案みたいなものをメニューの中から選べるという形で、それほど努力をしなくても、授業ができるという環境をつくってやることではないだろうかと思って、各県のレベル、それを全国でつないだらどうかと思っているわけです。

文部科学省もその意味では大変積極的に協力してもらっています。この前の打合わせにも文部科学省の担当から出席してもらって話をしてもらった。その他のことで協力的であるということと併せて御報告しておきます。

大森委員長 どこかの文章にもうちょっとわかるような形で表現してくださるといいと思います。

井上専務理事 これはかなり変化しますので、年次計画のところでもう少し具体的に思っております。

神谷委員 3点ございますが、まず第一は、御厨委員、飯田委員が御指摘になった数値目標の妥当性についてですが、これは実は先ほどの前半の議論を聞いている時にもそのことを考えたんですが、北対協の方が活動により一層、数値目標に必ずしもなじまないと言いますが、数字だけで活動を評価できない部分が多いと思いましたので、後半に持ち越していたところでございます。

数値目標というのは、もしかすると常識なのかもしれないけれども、私、今日始めてなので、期間中に見直すことがあり得るのか固定なのかということでございます。

例えば100回とか80%というものは、とりあえず何か目標がないといけないということであればそういうのを掲げることもよろしいかと思っておりますけれども、実際にやってみて、一体数字に無理はないかとか、あるいは意味があるかとかというのはわからないかもしれない。特にアンケート調査なるものは初めてだそうでありまして、やってみたところ、何かこれではちょっと変だというときに、変更することがあり得るのか。これが1つで、それと関連して評価段階で数字を達成していないと評価が絶対に下がるという性格のものなのかどうか。100回できなくても、非常に有意義だと多くの人々が評価すれば、そういうことを言い出すと切りはないんですけれども、よいではないかということが、特に活動の性格上、この北対協の場合は多くありそうなので、その辺、どのくらい柔軟なのかということをお承れればと思います。

2点目に、どうせ数値目標を出すならということで、つらつら考えますに、例えば交流に参加する人数、交流には2種類ございますけれども、北方四島交流とか自由訪問に参加する人数ですとか、運動とか啓発というものへの参加人数のようなものにある程度の数値を掲げるといふ方は、ある程度具体的に掲げられそうな気もするので、目標にならないのかどうかということでございます。

3点目が、今の2番目の点はどちらかということと再度の話でございますけれども、数値目標というものを掲げることについては、北対協に限らず、今の御時世ですから、ある程度は必然のようですねけれども、もし計画が想定していない事態が生じたらどうするのかということについては、一般方針について、内閣府の方から教えていただければと思います。北対協の場合は、特に外交との絡みがありますから、私は実は日口関係の今後について余り楽観はしませんけれども、ひょっとすると、何か大きく動くということが4年半もありますと、あり得ないわけではない。冷戦後外交は思いがけないことがたびたび起こりますので、そういうときに数字とかをどうするのかというのが疑問に思いました。前半の議論で大森委員長が、センターの相談で直接のものと経由のものということで、50%というを機械的に言うのはおかしいということをおっしゃられたかと思っておりますけれども、あの議論とも関係があるんですが、数字を余り固定的に考えますと、旧ソ連などで、要するに数字さえ達成すればそれでよろしいということでみんながやるようになって、それで国力が衰微して、結局ああいうことになってしまったという、冗談ではなくて、やはり私は専門柄そういうことについて考えますので、何かあったときにどうやって数値目標というものに対して修正をするのかということについての基本的な御方針を教えてくださいたい。いろいろ申しまして済みません。

大森委員長 それは国の方からまず伺いましょう。

林審議官 私の方から今の関連につきまして、申し上げる限りでございますけれども、お答えと申しますが、私の理解するところを申し上げたいと思います。

数値目標でございますが、私どもある程度、一緒に32独立行政法人になりますから、どういう書き方をしておられるのかという情報を見ながらやっておるんですが、ちょっと井上専務理事からありましたように、領土問題を扱うという協会は、領土問題というのは本当に国の基本に関わるそもそも論でございます。そういうことも含めまして、なかなか数値目標はつくりにくかったというのがこれまでの正直なところでございます。ただ、それにしても、そうは言っても、4年半で何らかの形で改善・効率化していくためには、何か必要ではないかということで、恐らくほかの30法人と比べまして少ないかもしれませんが、ここへ何とか協会の方と私どもの方で何度も何度もやりとりしながら持ち上げた数字ということでございます。

先ほど飯田委員から運動の満足度と言いますが、有意義さについても、数値目標を入れることについて必ずしも適切とは思えないという御発言も、私どももそういうことも含めて議論いたしたんですが、少しでも励みになるという大変でございますけれども、そういう今まで有意義と思ってやってきてはいるんですけれども、経験的に有意義であるということで協会は頑張ってきておるんですけれども、参加者からある程度意見を聞こうという場合には、こういう目標を置こうということで入れておるという次第でございます。そういう意味ではほかのものと比べて少ないかもしれませんが、ぎりぎり入れておるという御理解をいただければと存じます。

2番目の、勿論、最初ビザなし交流にもっと参加したいという声も先ほどから井上専務理事の方からありましたように、民間団体からもございます。これは実はなかなか財政との関係で入れられない。はっきり言いまして、今回の独法ということ全体に経費的な効率化ということがございますので、交流人数を増やすと、ほかの部分の予算を減らさなければいけないということがございまして、参加人数、交流人数というのはある程度伸ばさないという大変ですが、今のレベルを維持しつつ、中身の改善かなということで、人数を目標に掲げるわけにはいかなかったという部分を御了解いただければと思います。

3点目、1点目にもちょっとお話がありました数値目標を期間中に変更できるのかということだと思いますが、これは私どもの理解では、できないというか、しないんだと思っております。むしろ4年半経ったとき、それから毎年でも評価はございますけれども、その時点で残念ながらこういう目標が達成できていないということであれば、それは私ども、それから協会の方の説明責任というのはございますので、そこでできなかった理由を申し上げまして、それは仕方がない、理解できるということであれば、そういうことで御理解いただき、それは怠けたんじゃないかという御批判があれば、それはマイナス評価されても致し方ないという覚悟ではございます。

私はルールの目標や計画の数字を途中で変えるというのはないんじゃないかと理解しております。これは私どもの理解でございます。

ただ、この私どもの方の北方領土問題対策協会の特殊性としまして、確かに外交と非常に密接に関係してございますので、非常に極端なことを言えば、2年後に北方領土が返ってくれば、そういうありがたいことになれば、これは全部計画はパーになるということでございます。勿論そういうときにはそういう御説明をさせていただくということでございます。

そういうことも含めましての数字、現在、努力したいという数字であるという前提でございます。以上でございます。

神谷委員 大変よくわかりましたが、中期目標というものが一応4年半なり、もうちょっとの期間なり変更なしで維持されるとした場合、特に情勢変化に伴って、新たに何かしなければならないことが出てきたときにどうするのか、これは北対協に限らないと思いますけれども、これは政府全体の方針になるのかもしれませんが、どういうことになっているのでございましょうか。ちょっとよくわからないので、御説明だけお願いいたします。

武川政策評価官 独立行政法人通則法によりますと、中期目標、中期計画等々は変更は法律では可能ではございます。林審議官からのお話は、実質的にはそういうことはあまり通常は行われないう意味でありますけれども、法律上は目標、計画の変更、それから主務大臣の方は計画の変更を命ずることができるという規定にはなっております。

神谷委員 例えば評価委員会などで我々が何か問題を提起するということがあれば、本当に必要だということになれば、何かあるかもしれないということくらいは確保されているわけですね、法律上。

武川政策評価官 そうでございます。変更のときにも評価委員会の意見を聞くということになっております。

大森委員長 全然別のところで、初年度数値目標でやってみようと思ったんですけども、実際に実施機関の方でやってみたら数値目標上のことは無理だということになって、委員会全体の評価に変えるということが個別の問題で起こりますので、そんなにかたくなではないと考えていただいて、ただし、これは一応数値目標を定めると大分強く言われているものですから、一回定めると、(目標数値に)行かなかった理由はきちっとここで述べていただくことになりますので、相当シビアな話になるという御了解というか理解でよろしいんじゃないでしょうか。

長倉委員 5ページの中期計画の方ですが、その(3)の「②元島民等による自由訪問」で、事前研修というのがあるんですけども、具体的にどういうことを事前研修なさるんですか。必要性和内容を教えていただきたい。

それから、もう一つは、今の数値目標と関連するのですが、3ページの中期計画の③ですが、「ホームページへのアクセス件数」というのがあるんですけども、ホームページへのアクセスというのは、全く自由に行われるので、ここに数値目標というのを入れるのが適切かどうかということなんですが、いかがでしょう。ホームページへのアクセスというのは誰が、何時、どういうふうにするかわからないので、これまでの蓄積されたデータがあってこの数字が出てきたのか。なかったとしたらここへホームページへのアクセスをコントロールするというのはちょっと難しいことで

はないかと思しますので、その点は御説明いただきたい。

井上専務理事 2つ御質問がございましたが、自由訪問における事前研修ですが、自由訪問はビザなしという仕組みの中で団体に委託して実施してきております。団体というのは、具体的には千島連盟という元島民の団体に、この事業をかなり包括的に委託しております。具体的に委託の内容は、船の調達その他について、国として負担をするということでもあります。

そういうことでありまして、できるだけふるさと訪問、自由訪問という名前のとおり、できるだけ島民たちのやりやすいように気持ちに沿うようにやっていただきたいと思っておりますけれども、国としての関わりもありますので、この問題がどういう問題であるのか。勿論、元島民ですから、基本的には島は御存じなわけですが、これについて政府としてどう考えているのか。あるいは現在どういう状態にあるのかということについて委託はしてありますけれども、その部分で自ら北対協が、あるいは受託団体にそういうものをきちっと参加者にやってもらいたい、そういう内容の事前研修をやるということでもあります。

長倉委員 元島民に対してやるわけですか。

井上専務理事 はい。それから、ホームページのアクセス件数ですが、これはログを記録することが機械でできます。このページに毎日どのくらいのアクセスがあったかというものを記録することができまして、その記録を取っております。

長倉委員 これまで何年間かの蓄積があるんですか。

井上専務理事 実際ログを整理して持っておりますのはこの4月からですけれども、各ページごとにどのくらいのログがあったかというカウントはできます。

長倉委員 わかりました。

井上専務理事 確かに自由勝手にアクセスするわけですので、それを目標に掲げるのはいかがかというのは大変ありがたい御指摘なんですけど、やはりいいものを載せればアクセスが増えるということは事実ですし、先ほど言いましたように、学校の先生たち、学校の教育現場でできるだけ利用してもらいたいということも思っていますので、そういう点でアクセスは維持できる、あるいは拡大できる余地は十分にあるだろうと思っています。

大森委員長 ほかに何かございますでしょうか。

外園委員 今の3ページの件なんですけど、私はアンケート80%以上とか、10万件というような、数は書かない方がよいと思います。努力目標としてはよいのですが、足りなかったら、毎日アクセスすることもできるし、実際に10万件が8万件だったら努力が足りないことになるのですね。です

から、4万なら悪いのか、12万ならよいのかという問題になると思います。

それから、アンケート調査を実施するという形で参加者から有意義との結果を得る、とあります。アンケートを取って、まだよい方法があるかもわかりませんから、その場合は有意義なのかどうなのか問題となります。そうすると、この数字というのではない方がよいと思いますが、現在の時点でそういうことはできますか。

大森委員長 では、再検討した上に次回に御回答いただきましょう。

林審議官 正直言いまして、なかなか本当に難しく、これをつくるには大分私ども行政の方と協会の方とで議論を重ねて、それでもなかなか難しい部分はあったんですが、先ほど言いましたように、一般的には目標、計画には、数値目標を書きなさいという非常に大きな方針があると聞いておりますので、そこでぎりぎりのところではございますけれども、もう一度検討はさせていただきます。

神谷委員 要するに満足と言うと、何か批判が少ないというイメージになりますが、先ほどどなたかがおっしゃいましたが、有意義という言葉ですと、批判はあっても意味はあったというなら有意義ではあるわけですし、アンケートの中で改善すべき点はあるかという質問と、果たして今回やったことに何か意味を感じたかというのと両方あって、批判はあるけれども、意味は感じたということであっても、有意義にカウントできる、少なくともそのくらいの方が8割がいいかどうか私はよくわからないので、それは留保しますが、このくらいはいてほしいという目標であれば、数字を出すことにはさして無理はないし、また、批判はかえって聞かなくなるという懸念もないのではないかと思います。

林審議官 その点も含めまして、更に検討させていただきたいと思います。

大森委員長 それでは、業務方法書と償還計画について、簡単に御説明いただきましょうか。

井上専務理事 それでは、業務方法書について資料をお配りしてございますが、簡単に説明したいと思います。

業務方法書は御案内のとおりですけれども、通則法の28条でつくれということになっておりまして、対応する府省令で記載事項が決められております。それに応じてつくってございます。主な内容は各業務に関する事項、特記事項ということだろうと思いますが、記載しろということ。そして、受託に対する基準を書けということ。契約に関する事項を書けということ。その他、特別なことがあれば記載しろという内閣府令が出ております。それにのっとってつくってございます。

第1条は「目的」で、これは特に御説明することは。

大森委員長 これまで説明していただいたことでほぼ尽きているならば、それでいいですし、大體通常のやり方を取っておられると思いますので、特段の御指摘がなければそれで結構だと思うんです。

井上専務理事 1点だけ追加させていただきたいと思います。

3条、4条、5条、6条が業務1で説明したところがありますが、6条がほかのものと違っていると思います。これは貸付事業に関する話ですが、先ほどから説明しておりますように、従来から貸付事業につきましては、業務方法書を所管大臣の認可の下につくっておりました。今回はほぼ同じ内容をここに移し変えたものであります。内容については、他のものと比べますと大変細かく書いてございますが、このような形で法律の執行ということも含めて、国が事前に大臣認可を与えるということで枠組みをつくっているという内容でございます。そういうことで御理解いただきたいと思います。

空欄になっているところが、2ページの6条の2号がございまして、1号のところ、貸付の種類、利息、総枠、その他を決めることになっておりますが、利息については勿論、変動が考えられるわけでありまして、こういう制度でありますので、社会全体の利率が動いてこれだけが固定してしまつては、制度としては意味がないわけでありまして、定期的な見直し規定をここに置きたいと思っております。

そのときに随時見直すのか、年に数回という形でやるのか、利息自体がこの業務方法書自体に書き込まれておりますので、迅速に対処するためには手続的にどうしたらいいのかということについて現在調整中でございます。月末までには詰めてお諮りしたいと思っております。

その他につきましては、他のものと変わらないと思います。

それから、長期借入金でございますが、資料6であります。総括表という形で書いてございますが、14年、前年度の借入残が50億5,400万円余でございます。これは長期借入の目的は先ほどからの貸付事業につきまして、貸付原資として18億円の自前原資がありますが、それ以外の部分は外部から借入れて事業を行っているというわけでありまして。

その14年度の借入残が50億余、今年度9月までの特殊法人時代に調達と償還をやっております。6億円の調達と2億円の償還を行っております。差引きが3億9,900万円の借入増になっております。御審議いただく10月以降であります。調達が9億2,000万円、償還が9億4,000万円余ということで、後半では2,000万円ばかりの減を生ずることで考えております。したがって、前年度末に比べまして、今年度の末は4億円近く増えまして、54億3,280万円の借入累計になると

考えております。

2番目が、今度後半で借ります9億2,000万円の償還計画であります。7年間で均等に返済するというので、16年から22年度まで、22年を除きまして、毎年度1億3,150万円ずつ返すということでございます。

参考資料として2枚目に書いてございますが、1ページに書いてありますのは、年度の途中で区分してあったものをなくした形で、前年度末に50億円、新規の借入が1年間トータルで15億円、償還が11億円、差引き残としては54億円が見込まれるということでありまして。

現在の54億の償還につきましては、今後新規借入をしないとすれば、15年度以降、22年度まで、このような形で返済をしていく。元利合計で65億7,400万円の償還を考えているという内容の資料でございます。

以上でございます。

大森委員長 何か御質問、御意見はございませうか。新規借入はしない方向なんですか。

井上専務理事 しないとすればこういう形になるということで、実際、営業を続けるということになるとすれば、来年度も借り入れることになると思います。

大森委員長 何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございませうか。

今日は2つ御審議をいただきましたんですけれども、本席でお気づきの点、お帰りになってお気づきの点があれば何なりと事務方の方へ御連絡いただければと思っております。次回に全体として、私どもとしては決めたいと思っております。よろしく願いいたします。御苦労様でした。ありがとうございました。

(北方対策本部、北方領土問題対策協会関係者退室)

大森委員長 時間が押して恐縮ですけれども、本日は第1回目だったものですから、いろいろ御意見が出まして、少し押してきましたけれども、若干御報告等がございますので、もうしばらく御辛抱いただければと思っております。

まず、5月19日に評価委員会、委員長等による意見交換が行われまして、出塚委員に出ていただいたんですが、何か御報告いただくことございますでしょうか。

出塚委員 前回5月19日に独立行政法人評価委員会委員長等の意見交換というのがあったんですけれども、村松委員長から第1次、第2次の意見が説明がございました。その際の意見交換というか、審議の模様について概略紹介いたしますと、簡単に申し上げますけれども、総務省の審議会というのは、独法の廃止を含めて勧告ができるということになっているんで、自覚を持って責任ある

勧告をしてほしいということが1つあった。

それから、総務省からの意見を聞いていると、全部やろうとすると、常勤委員でないとしても対応できないという意見が1つあったということです。

それから、評価の画一化だとか数値化は非常に困るという意見がございました。特に研究所の評価というのは特に気をつけていただきたい。基礎研究の機能がたちどころになくなってしまいうんじやないかということがありました。

評価結果の役職員への給与の反映状況なんですけれども、総務省がたたき台をつくっていただきたいんだということがあったということです。

それから、評価に当たっては独法の自己評価というものを活用いたしましたということ。各省の評価委員会の評価を尊重していただきたい。聞いていると、自分たちのやっていることが否定されているような感じがするという意見がございました。

そんなことがあって、それに対応するという事を考えると、非常に大変だなということでございました。

私の方で考えますと、独立行政法人というのはそれぞれ特徴がございまして、必ずしも一律で評価するという事はなかなか難しいというようなことが1つ。

それから、国立公文書館の場合は、独立行政法人になってから活動が非常に明確になってきたということがある。数値目標といって、限られた中では非常によくやっているということなんですけれども、将来を考えると、今日の意見でもそういうことで大変に意見がたくさん出たんですが、将来を見たときに、数値目標というのはどういう意味を持ってくるんだろうか。つまり、評価段階でこの数値目標を掲げると一人歩きをしてしまうということがあるんです。

財政面から言うと、一生懸命やればやるほど数値目標がきつくなってくるし、何もやらなければ余裕が出てくるというのでは、ちょっとよくないんじゃないかということがあるということです。

そうは言っても、とりあえず私どもの方では皆さんの法人の自己評価を基礎にして、ヒアリングを基にして評価をしたということです。

とりあえず簡単ですけれども、概略そんなことです。

大森委員長 ありがとうございます。何よりも独法の方の自己評価がきちっと行われるということを私どもはまず点検をさせていただいて、それが妥当であるかどうかということが目安の1つでございますので、外部評価と言いますけれども、中のことを私どもやっているわけではありませぬから、まず何よりも計画に合わせた自己評価がきちっと行われて、なるほどと私どもが思えるよ

うなものをきちっと出していただくというのが前提になっている議論ではないかと思っています。

それでは、2つ部会がございまして、簡単な御報告がございまして、まず、国立公文書館の方からお願いします。

外園委員から資料8に基づき説明

大森委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、労務管理機構について、小野委員からお願いします。

小野委員から資料9に基づき説明

大森委員長 ありがとうございます。新しく委員になっていただいた先生方には、どこかの分科会に属しておられまして、今、御説明ございましたように、この評価項目表というのがございまして、これはすべての分科会のメンバーの方々に採点していただいて、それでいろいろ議論が出て、今までのやり方ですと、分科会長の下で総合評価表を書いていただいて、皆さん方の御了解を得るようなやり方を取っていらして、私ども外部評価などというのは相当な労力を要します。したがって、基本的に言えば実施機関の側、独立行政法人の側できちっとした評価についての資料を出していただいて、その説明を受けて、各項目ごとに採点をするというお仕事をこれからしていただくということでございまして、よろしくお願いいたしたいなと思っています。

それぞれの分科会ごとに独立性がございまして、ここで一応決定を見ますと、私の名前で総務省の方へ提出するという運びになっていきますので、親委員会の方には御報告をいただくということになっていきます。

何か皆さん方の御質問等ございましてでしょうか。よろしゅうございましてでしょうか。そうすると、親委員会は今後4つ、こうやって御報告を受けて、それぞれやっていくということになりますので、よろしくお願いいたしたいと思っています。

皆さん方のお手元に2月に開かれました委員会の議事録がございまして、一応調整済みでございますので、これをもって公表に踏み切りたいと思います。よろしゅうございましてでしょうか。

では、今後の日程について事務方の方からお願いします。

武川評価官 資料10をごらんいただきたいと思います。今後の日程でございまして、次回委員会を9月25日木曜日、13時30分から開催させていただきたいと思います。

議題は本日案という形で説明を受けました中期目標、中期計画、及び業務方法書等につきまして、確定した資料に基づいて御審議をお願いした上で、評価委員会としての御意見をとりまとめたいただきたいと思っております。

次の次の評価委員会でございますけれども、11月ごろに各委員の御都合を伺わさせていただきます、開催いたしたいと考えております。

議題は、各独立行政法人の上半期の業務執行状況、及び平成16年度の予算概算要求の状況について御審議いただきたいと思います。

11月の開催日程でございますけれども、お手元に資料11という形で日程の調整表をお配りしてございますので、御日程を御記入いただきまして、本日置いていただくか、FAXなりでお送りいただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。何か御意見、御質問等ございますでしょうか。本日はちょっと長引きましたが、次回はこんなに長引かなくても済むものと期待していますので、よろしく願いいたします。

本日は以上でございます。長々とありがとうございました。よろしく願いいたします。